

社会福祉法人松本市社会福祉協議会里山辺支会

北小松分会規約

(目的)

第1条 社会福祉法人松本市社会福祉協議会(以下「法人」という)定款第2条の事業推進を図るためこの規約を定める。

2 分会はその区域における町会活動と相俟ってこの法人の目的達成のために社会福祉の増進を図るとともに分会独自の活動を行うことを目的とする。

(分会)

第2条 この分会は町会を単位とする。

(名称)

第3条 分会の名称は、社会福祉法人松本市社会福祉協議会里山辺支会小松分会という。

(役員)

第4条 分会には理事若干名をおくものとする。

2 分会には福祉担当役員をおくものとする。

3 理事は町会役員及び町内組織代表の中から総会において選出する。

(代表者)

第5条 分会には代表者、正副会長各1名。

(役員の仕事)

第6条 分会長は分会を代表し会務を総括処理する。

2 副会長は分会長を補佐し、事故あるときは職務を代理する。

3 理事は会務の執行にあたる。

(任期)

第7条 役員の仕事は2年とし再選を妨げない。

(総会)

第8条 分会の総会は年1回以上とし、事業計画、予算、決算の承認を得なければならない。

(会計)

第9条 分会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わり、経費は会費その他の収入をもってあてる。

付記 この規約は平成19年6月30日をもって施行する。